

# 非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充

～ キャリアアップ助成金を拡充します ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

## 現行制度

### 賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額です。

- 有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合
- **すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**

1人～3人：10万円（7.5万円）	4人～6人：20万円（15万円）
7人～10人：30万円（20万円）	11人～100人：1人当たり3万円（2万円）
  - **一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**

1人～3人：5万円（3.5万円）	4人～6人：10万円（7.5万円）
7人～10人：15万円（10万円）	11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）
- ※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり**20万円（15万円）**を加算

## 賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

### 中小企業に対する加算措置の創設

- **中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合** 拡充  
上記現行制度の助成額に  

1人当たり	14,250円（※18,000円）	を加算（すべての賃金規定等改定の場合）
1人当たり	7,600円（※9,600円）	を加算（一部の賃金規定等改定の場合）
- ※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。  
 ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。  
 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、  
 伸び率が一定水準を超えている場合は**18,000円（9,600円）**を加算額として支給します。  
 （ ）は一部の賃金規定等改定の額です。
- **平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。**  
 ※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

## より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）  
 「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- **賃金規定等の運用期間の緩和**  
 「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、**新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**となります。
- **最低賃金との関係に係る要件緩和**  
 「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「**最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと**」に変更しました。

## 「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

### 就業規則規定例

第〇条（賃金）  
契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

### 要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、**新たに作成した場合でも**その内容が、過去3か月の賃金実態からみて**2%以上増額していることが確認できれば助成対象**になります。

### 賃金規定等

#### ○ 賃金規定

第〇条（賃金）  
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。  
第〇条（基本給）  
基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、○級：〇〇円、○級：〇〇円、○級：〇〇円とする。

区分	金額（時給）
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円

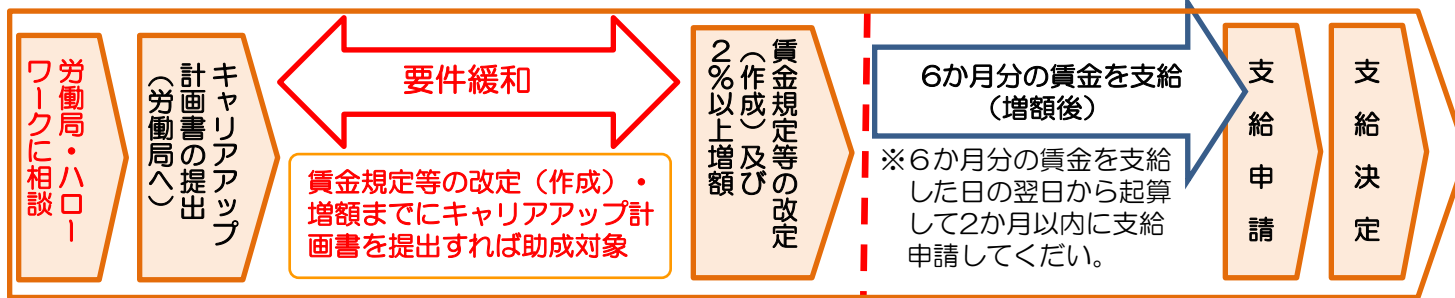
#### ○ 賃金一覧表

対象者	金額（時給）
〇〇さん	〇〇〇円
××さん	〇〇〇円
▲▲さん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

## 申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、**6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請**してください。また、改定（作成）・増額までに**キャリアアップ計画書を作成・提出**する必要があります。



今年度の最低賃金額の引上げに向け取り組む場合

最低賃金額の発効日の前日までにキャリアアップ計画書の提出、賃金規定等の改定（作成）・2%以上増額（※）を行ってください。

最低賃金額の発効日  
（例年10月上旬～）

※ 中小企業において、3%以上増額した場合は、加算措置が適用されます。

## 最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご利用ください。



※ 各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び連絡先は、厚生労働省ホームページに掲載しています。「最低賃金 相談」で検索してください。

※ **その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません）。**

※ **コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です**（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。

※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。

※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」